

狙われる高齢者 悪質商法にご用心

近年、消費者が商品やサービスに関連してトラブルに巻き込まれる事例が増加しています。

その中でも特に増えているのが高齢者を狙った悪質商法による被害です。

なぜ高齢者は狙われやすいのでしょうか。

その理由と対策などを紹介します。

④ 市消費生活センター（商工課内） ☎ 44 3174

増える消費者トラブル

狙われる高齢者

405件。これは平成18年度に市の消費生活センターに寄せられた消費生活に関する相談件数です。

そのうち訪問販売によるものが53件で、高齢者の被害が目立ちます。

なかには、「セールスマンにだまされて60万円の布団を買ってしまった」「尋ねてきた若い男に屋根の不

備を指摘され言われるがまま修理を依頼したら多額の請求書を送りつけられた」などの事例もあります。

近年、全国で一人暮らしや夫婦だけの高齢者世帯を狙った悪質商法とその被害が増加しています。

なぜ高齢者は狙われやすいのでしょうか。調べていくと、高齢者の消費トラブルには、次の2つの特徴があることがわかりました。

高齢者が狙われる理由

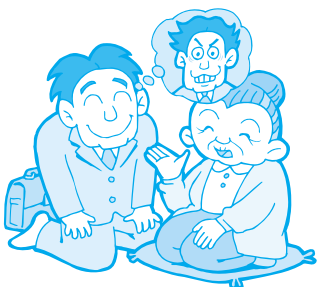
特徴1 だまされたことに 気づきにくい

「私はだまされたことがない」という方も、話を聞いていくと高額な契約をさせられている場合があります。商品を買わせるために優しい顔で近寄ってくる悪質業者。

最初は警戒していても、話し相手になつたり、親身になつて世話をしたりしてくれる販売員を信じるうちに、言われるがままに高額な商品の購入や契約をしてしまうのです。だまされていることに気



付かず、同じ相手から繰り返し被害に遭うこともあります。
どんなに相手が「いい人」でも商品の購入や契約を勧められた場合は、その場ですぐに答えたりせず時間をおいて考えたり、周りの人に相談したりしましょう。



特徴2 被害に遭っても相談しない

被害に遭ったと自覚している方でも誰にも相談しない場合が少なくありません。家族に迷惑が掛かるから、近所に知られると恥ずかしいからと事実を隠したり、だまされた自分が悪いと自分を責めたりする方もいます。



すぐに発見できた場合はクーリングオフで解約！

クーリングオフとは訪問販売などで契約してしまった場合でも、一定期間内であれば無条件で解約できる制度です。

手続きの方法

訪問販売や電話勧誘販売などの場合、契約した日（契約書面を受け取った日）から8日以内にはがきなどの書面で契約相手に契約の撤回を通知します。

文書は保管のため内容をコピーしておき、送付した証拠が残るよう郵便局窓口にて「配達記録郵便」で郵送しましょう。

ローンを組んでしまった場合は、信販会社にも同様に書面で通知してください。

はがきの場合の記入例

<p>申込（契約日）平成〇年〇月〇日 販売店名 〇〇〇 担当者 〇〇〇 販売店住所電話番号 〇〇〇〇〇〇 商品名 〇〇〇〇 契約金額 〇〇〇〇円 右記日付の申し込みは撤回または契約を解約します。 平成〇年〇月〇日</p> <p style="text-align: center;">〈裏〉</p>	<p>〇〇市〇〇町〇〇 株式会社（本社） 代表者 〇〇〇様 住所 〇〇〇〇〇〇 契約者名 〇〇〇〇〇〇</p> <p style="text-align: center;">〈表〉</p>
---	--

もし被害の発見がクーリングオフの期間を過ぎていても、あきらめないで消費生活センターへご相談ください。場合によっては解約できたり、ほかの対策がとれたりすることもあります。

一人で悩むことはありません。どんなに小さなことでも、消費生活センターに気軽に相談してください。

被害を防ぐために

悪質業者は巧妙な手口で私たちの生活に忍び寄り、心のすきを突いてきます。被害を未然に防ぐため、次のことを心掛けましょう。

- セールスマンが来たら目的をはっきり聞き、身分証などを見せてもらおう。家に入れない。
- 不要な商品やサービスは、きっぱりと断る。あいまいな受け答えはしない。
- 契約書は内容をよく確認する。不用意に記名・押印しない。
- 迷ったら家族や友人、消費生活

センターなどに相談する。強引な勧誘や脅迫を受けたら、近くの人や警察を呼ぶ。

地域ぐるみで対応を

最近では一人暮らしや夫婦のみで生活する高齢者世帯が増えていきます。

自分自身が気を付けることはもちろんですが、被害の未然防止や問題への適切な対応のためには、周囲を取り巻く人々の協力やサポートも不可欠です。

日ごろから近所や地域で声を掛け合い、お互いの暮らしの変化を気に掛けることで、悪質商法の被害を減らす地域づくりをしていきましょう。

一人で悩まず相談を

市では、日ごろの消費生活におけるトラブルや悩みことなどの早期解決に向け、消費生活相談員による相談窓口を開設しています。

一人で悩まずお気軽にご相談ください。電話での相談も受け付けています。



日 月、金曜日（祝日は除く）
時 午前9時30分～午後4時
所 市役所2階商工課商業労政係
消費生活センターではクイズや寸劇、歌で学ぶ消費生活出前講座なども行っています。少人数でも行いますので、是非ご利用ください。

問 市消費生活センター（商工課内）
☎ 44 3174